

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成27年7月21日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500014 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500026 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成 11 年 6 月 1 日から平成 23 年 1 月 15 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 11 年 6 月から平成 13 年 9 月までの標準報酬月額を 18 万円から 30 万円とし、同年 10 月から平成 14 年 5 月までの標準報酬月額を 17 万円から 30 万円とし、同年 6 月から平成 22 年 12 月までの標準報酬月額を 17 万円から 28 万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 11 年 6 月から平成 22 年 12 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基 础 年 金 番 号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年 生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 11 年 6 月 1 日から平成 23 年 1 月 15 日まで

A社に係る標準報酬月額の記録が、当時の給与額と比べて低額となっている。給料支払明細書を提出するので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が保有するA社の給料支払明細書により、請求者は、請求期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高い厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間の標準報酬月額の基礎となる月の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額は、上記の給料支払明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成 11 年 6 月から平成 14 年 5 月までは 30 万円、同年 6 月から平成 22 年 12 月までは 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 11 年 6 月 1 日から平成 23 年 1 月 15 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時。平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 11 年 6 月 1 日から平成 23 年 1 月 15 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500117 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500027 号

## 第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 17 年 9 月 26 日から同年 10 月 16 日に訂正し、平成 17 年 9 月の標準報酬月額を 26 万円とすることが必要である。

平成 17 年 9 月 26 日から同年 10 月 16 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 9 月 26 日から同年 10 月 16 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和 51 年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 17 年 9 月 26 日から同年 10 月 16 日まで

A社からは平成 17 年 9 月 26 日から同年 10 月 16 日までの間の給与が支給されていた。しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない期間（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

B社から提出された「就業条件明示書（兼雇用契約書）」及び「賃金・勤怠台帳」から、請求者は平成 17 年 10 月 15 日まで A 社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、「賃金・勤怠台帳」により確認できる請求期間の標準報酬月額の基礎となる月の報酬月額から、26 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、請求期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500019 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500028 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 19 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

昭和 53 年 3 月頃から A 社に勤め始め、請求期間においても同社に勤務していたが、同社における資格喪失年月日が昭和 53 年 4 月 1 日となっている。同僚の名前は覚えていないが、昭和 53 年 8 月に娘と同僚宅に宿泊したことを記憶しており、請求期間に勤務していたことは間違いない。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の記録によると、請求者の A 社における離職日は昭和 53 年 3 月 31 日とされており、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿の資格喪失年月日（離職日の翌日）の記録と一致している上、請求者が宿泊させてもらったとする同僚を特定することができず、また、複数の従業員に照会したものの、請求者の請求期間における勤務をうかがえる陳述は得られない。

また、B 社から提出された名簿形式のメモにおいて、請求者に係る厚生番号（＊）及び入社年月日（53. 3. 10）が記載されており、備考欄に「53. 4. 1」と記載されているところ、請求者の A 社における厚生年金保険の整理番号、資格取得年月日及び資格喪失年月日と全て一致しており、請求者の備考欄の日付について、B 社は、同じメモの他の従業員の備考欄に資格喪失と記載されていることから、厚生年金保険の資格喪失年月日であると思われる旨回答している。

さらに、B 社は、上記のメモのほかに関連資料は保管していないが、資格喪失後の従業員から厚生年金保険料を控除することは考え難いと回答している上、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる従業員の陳述は得られない。

加えて、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載された請求者の資格喪失年月日は、オンライン記録と一致しており、不自然な訂正等の形跡も見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。